

令和 5 年 10 月 24 日現在

機関番号：32612

研究種目：国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）

研究期間：2017～2022

課題番号：16KK0084

研究課題名（和文）財産管理・承継の基礎理論 無縁社会における財産管理・承継問題を手がかりとして（国際共同研究強化）

研究課題名（英文）Inheritance and Management of Property(Fostering Joint International Research)

研究代表者

西 希代子 (Nishi, Kiyoko)

慶應義塾大学・法務研究科（三田）・教授

研究者番号：40407333

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 8,300,000円

渡航期間： 13ヶ月

研究成果の概要（和文）：本研究では、無縁者の増加を背景として、無縁社会における財産承継問題への対応を検討するため、主として、米国において研究を行った。通算1年以上、米国のコーネル大学に滞在し、相続、成年後見制度等、日本でも一般的な制度に加えて、持続的代理権、死後委任、保険、信託等、米国における財産管理・承継に関わる法制度及び法理論について考察を深めた。コロナ禍の影響により、海外の学会発表の機会を失ったが、国内の複数の学会において研究成果の一端を発表し、また、アメリカ法の紹介論文も含めて、多数の論考を公表することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の第一の成果は、アメリカ法から学んだ日本法には存在しない財産管理・承継に関する制度を、その背景も含めて検討し、その背景の分析を行った上で、日本への応用可能性を示した点にある。第二の成果は、それらをふまえて、近時の日本法の改正や判例動向を分析し、それらを再検証することによって、今後の日本法の改革の在り方を明らかにした点にある。さらに、本研究の副産物として、日本ではほとんど知られていないものの、アメリカ法では一般的な"Elder Law（高齢者法）"という学問領域を発見し、高齢者の財産管理・承継をより学際的な視点から扱う可能性を示した。

研究成果の概要（英文）：This research was conducted mainly in the U.S. to study the problem of property succession and administration in "Muen-Shakai" with the background of the increasing number of "Muensha" in Japan. During the stay at Cornell University in the U.S. for more than one year in total, I deepened my study of the legal systems and legal theories related to property management and succession in the U.S., including durable power of attorney, posthumous power of attorney, insurance, and trusts, in addition to inheritance, adult guardianship, and other systems commonly used in Japan. In addition, as a clue to systematize them, I clarified the usefulness of "Wills, Estates and Trusts" and "Family Property Law" and "Elder Law," which have not been established as a single legal field in Japan.

研究分野：法学

キーワード：財産管理 財産承継 相続 高齢者法 超高齢社会 無縁社会 アメリカ

1. 研究開始当初の背景

本研究は、基盤研究(C)(一般)「無縁社会における財産管理・承継 統合的な法理論の構築を目指して」を基課題とした研究である。基課題は、近年における孤独死及び行方不明者の急増、空き家問題の深刻化等を背景とし、無縁者(交流がある親類や相続人がいない者)の財産管理及び承継のための法制度の検討を主な目的とするものであった。研究代表者は、代表的な財産承継方法である相続の場面において所有者の自由な意思(遺志)の実現を図るという観点から、その障害となる遺留分制度の廃止論を説いている。そこでは、所有者の意思の尊重と所有者の相続人との間の利害調整が主な課題となる。ところが、無縁社会と言われる今日では、所有者が未確定・不明である財産、相続人が存在しないケース等が少なくなく、所有者の意思が不明なケースも多い。このような場合に、それらの財産を誰がどのように管理し、誰が承継するのが問題となる。これまで、市区町村等の行政による事実上の管理や相続人不存在財産の国庫帰属制度等によって処理されてきたが、件数の増加につれて、これら現場の個別的处理では対応することが困難となり、安定的な制度ないし法的枠組みが必要になることが予想される中で始めた研究である。具体的には、次の4段階で研究を進めることを予定していた。成年後見、遺言、委任等のほか、相続財産管理人制度、不在者財産管理人制度等、現在ほとんど用いられていない制度も含めて、現行民法の中から無縁者の財産管理・承継に利用しうる制度を探し、その現実的な利用可能性と課題を整理する。日本の民法学が常に比較法研究の対象としているドイツ法及びフランス法の調査を行い、参考になりうる制度を見つけて分析し、日本への導入可能性を探る。及び を踏まえて、無縁者の財産管理・承継のための新たな法的枠組み、あるいは既存の制度の改変等を検討する。その際、事前に所有者の意思を明確にするための制度、その意思の確実な実現のための制度、所有者の(推定的)意思が分からない場合には公益的見地からその財産の活用方法を決定しうる制度等の構築を目指す。

しかし、この基課題の研究開始から約1年半が経過したところ、予想外の事態に行き当たり研究計画の見直しを余儀なくされた。それが、本研究の主な背景である。すなわち、上記 については、文献等を用いた研究を一通り終えたが、そこから得られた結論は当初の予測には反するものであった。たしかに、所有者の意思が不明な場合の財産管理については、相続財産管理人制度、不在者財産管理人制度等が引き続き一定程度の役割を果たしうることが確認された。しかし、所有者の意思に基づく死後の財産管理・承継については、後見人の権限が死後に及ぶ範囲がかなり限定されていたり、死後事務委任契約の法的効力が不安定であったりするなど、現在の日本民法には直接利用可能な制度がほとんど存在しないことが判明した。そこで、上記の作業に力を注ぐこととし、ドイツ法及びフランス法の調査を行ったが、いずれの国においても日本と同様の問題を抱えている制度が多く、直接、参考になる制度を見つけることができなかった。そのようななか、当初の研究計画には含まれていなかったアメリカ法の文献調査を行ってみたところ、後見制度や死後事務委任制度が無縁者の財産管理・承継にも活用しうる内容になっているのに加えて、保険、信託等の民法外の制度が日本よりも発達しており、多様な選択肢が用意されていることが分かった。これらの制度がアメリカ法のなかでどのように位置付けられ、実際にどのように運用され、どの程度人々に受け入れられているか、研究を深めることが必要であると確信した。

2. 研究の目的

前述のように、偶然にも、アメリカ法から貴重な示唆が得られることが分かったため、アメリカの成年後見制度、持続的代理人制度、信託、遺言等をはじめ、財産管理・承継に関する制度の調査・研究を行うことによって、日本法への示唆を得ることを第一の目的とした。

さらに、長期間、アメリカに滞在することにより、これらの制度の背景にあるものを探ることを第二の目的とした。基課題における研究を通して、制度を支える「財産」「所有」という事象及び権利の法的位置づけをめぐる議論に強い関心を抱くようになるとともに、若干の違和感を覚えたからである。そもそも、無縁者の財産管理・承継をめぐる問題は、所有者の意思の尊重とその限界、所有権の権能とその時間的・空間的限界から公共の利益のあり方まで、私的所有制度の原点に関わる問題である。つまり、一見極めて現代的な課題であるが、背後には、家族、社会、国家と法の根幹に関わる古典的な課題が横たわっている。これまでは、具体的な制度の発見及び法的枠組みの構築を重視しており、それらの制度を正当化し、支える基礎理論の重要性を見落としていたが、本共同研究では、言語化されにくいこれらの基礎理論について考察することも目的とした。

3. 研究の方法

研究は、日本における文献・資料調査とアメリカ長期滞在中の資料収集及び共同研究者を中心とする研究者との情報交換が柱となった。

まず、2017年度前半は、初めての渡航に先立ち、国内で予備的調査・研究を行った。先行研究がない未開拓領域であるため、国内外の文献等を基に研究を行った。特に、アメリカ法における持続的代理権、死後事務委任、生前信託、後見、遺言執行人制度等、無縁者の財産管理・承継のための制度として設計されたものではないものの、それらに利用可能な制度を概観した。その上で、その背後にある所有に対する考え方を自分なりに整理・分析した。それらをふまえ

て、2018年夏に2か月近く渡米し、後の長期滞在に向けて、日本で準備すべき事項を確認した。

2018年は、1年近くアメリカに滞在し、アメリカ法の研究を集中的に行い、順次、研究成果をまとめた。アメリカでは、ニューヨーク州のコーネル大学に滞在して研究を行った。コーネル大学では、古典的なプロパティ理論、プロパティ・エステートプランニング・トラストを連続的に捉える理論等の研究が行われている。女性の財産所有という視点から財産管理・承継に関する研究を行うアレクサンダー教授等も所属しており、関連講座も多数開設されている。具体的な制度の研究のみならず、それを支える基礎理論の研究を行うには最適の研究環境である。また、全米屈指の東アジア法文化プログラムが付設されており、アジア人研究者、世界中から集まったアジア法研究者等が在籍している。特に、共同研究者のライルズ教授、家族に関わる財産問題等にも詳しいボウマン教授をはじめとする研究者、研究補助者等の支援を受けて研究を進めた。ライルズ教授は、コーネル大学ロースクールを中心メンバーの1人であった（その後、他大学に移籍）。法学者であると同時に、社会人類学の学位を有する人類学者、東アジア法文化プログラムの代表者（創設者）としての顔も有する。その研究領域は、所有権等の物権法、比較法、法の機能と限界から文化人類学まで幅広い。日本法の授業も担当する研究者として日本法に強い関心をもっており、日本人研究者との共著論文もあり、それらのネットワークをいかして、法学領域にとどまらない知見を得ることができた。他方で、財産法的視点を離れて、財産の管理・承継を取り巻く家族法的視点からの検討も進めた。ボウマン教授の議論等から、財産管理・承継の在り方に影響を及ぼす家族の変化、高齢女性の財産に関する問題等を考える機会を得た。アメリカでは、扶養料等の取り立て等においても公的機関の積極的な関与が見られるなど、個人ないし家族の財産に対する公的機関の関与の在り方が日米では大きく異なることが分かり、国民の意識を含めた制度の前提の差異にも目を向ける必要性を感じた。アメリカ法上の制度を日本に取り入れる際に検討が避けられない課題の一端が明らかになった。

実態を知るために、一般市民を対象とする財産承継・管理に関するセミナー等に出席する機会も活用し、実際には、遺言、終末期医療、代理人制度等が一連のものとして理解されていることなど、文献資料からは明らかではない市民の意識の一端を知ることにも努めた。アメリカは、州による制度の違いも大きいいため、帰国後、日本での中間的な制度の報告等の後、改めて、バージニア州、フロリダ州等、他の地域にも出かけて情報収集を行った。

研究期間の後半は、コロナ禍の影響により、渡米がかなわなくなったため、日本法の再点検及び改革の方向性について検討することに時間を割くことになった。特に、近年、相続法改正が行われた影響も含めて、日本における財産承継問題を中心に研究を進めた。具体的には、死者（被相続人）の意思が明確な場合に、その遺志をどのように実現するのか、という問題に加えて、その遺志の実現に限界はないのか、つまり、どのような財産承継の希望も認められるのか、あるいは、公益等の理由により一定の制約があるのかという観点から、被相続人の意思に基づく財産承継に対する民法上の制約である遺留分制度に着目した。近年の相続法改正により、その内容が大きく改められた制度であるため、改正の全体像を確認した上で、改正に対する学界及び実務界の評価等を調査してまとめ、論考に取り入れた。改正に見られる被相続人の遺志をできる限り尊重するという姿勢とその妥当性を検討した上で、それが他の領域に及ぼす影響等を整理した。あわせて、民法上の制度では行うことができない財産承継を可能とする信託を用いた財産承継及び管理についても、最新の動向をふまえて検討を行った。近年の裁判例等を手がかりとして、信託により、被相続人が、自己の死後、何代にもわたる財産承継方法を指定することができるのかという問題を考えた。信託等、民法外の制度を用いた財産承継に対して民法の規律が及ぶのか、また、及ぶとすれば、具体的にどのようにそれを行うのかを丁寧に分析した後、「公序」としての民法の在り方まで論を広げた。

4. 研究成果

本研究では通算1年以上、アメリカに滞在し、相続等に加えて、持続的代理権、死後事務委任、保険、信託等、米国における財産管理および承継に関わる法制度及び法理論を一通り確認した後、それらの中から、日本の現状に鑑みて参照すべき法制度等について調査・研究を深めた。吟味の結果、直接、日本法の参考にはならないことが分かったものも含めて、アメリカの財産管理・承継に関する法制度を日本に紹介することができた（「高齢者法からみた成年後見制度の意義」実践成年後見100号（2022年）90頁等）。そこでは、制度の背景にあるアメリカ法の特徴等についても言語化を試みた。その上で、それらから得られた示唆をふまえて、財産管理・承継を考える分析視角について一定の見解をまとめることができた（「高齢者と財産 財産の承継と管理」NBL1224号（2022年）27頁等）。コロナ禍の影響により、海外の学会が開催中止になり、研究発表を行うことはできなかったが、その代わりに、当初、予定していなかったことではあるが、国内の関連する問題について、考察を行った。重要な裁判例が現れたり、立法改正が行われたりするなど、時期的にも、アメリカ法から得られた分析視角を日本法に応用するのに適した時期であった。それらの一端は、「日本遺留分法の誕生 継受法からの脱却」法曹時報72巻1号（2020年）1頁、「信託と遺留分制度」法学新報127巻3=4号（2021年）423頁、「死者の長い手と民法の公序」深谷格ほか編『生と死の民法学』（成文堂、2022年）435頁、「相続財産の管理」山野目章夫=佐久間毅編『解説 民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）改正のポイント』（有斐閣、2023年刊行予定）等において公表されている。

加えて、本研究では、予期していなかった副産物とでもいえる研究成果を得ることができた。

具体的には、日本にはないアメリカ法の二つの法分野の存在とそこに見られる視角の日本法への応用可能性及び発展可能性について気付いたことである。一つは、日本法における物権、相続、保険、信託等にまたがる"Wills, Estates and Trusts"ないし"Family Property Law"という分野であり、生前の財産管理と死後の財産承継を連続線上にとらえる米国の法の発想から大きな示唆を得た。もう一つは、社会法、民事法、刑事法、医事法から税法まで、高齢者に関わる法的問題を扱う"Elder Law"という分野である。財産管理・承継が大きな問題となる無縁者の大半は、高齢者であり、ここでもやはり、財産管理・承継が連続性あるものとして扱われていた。後者については、研究の最終年度に、その第一人者である教授達にインタビューを行い、最先端の研究に触れた。大陸法の法体系に馴染んでいる日本法学者として、領域間の垣根が低く、実務的視点が強く反映されている米国の法制度を理解するのは容易ではなかったが、個々の法的事象ではなく、人がその一生において遭遇しうる法的問題という観点から、財産管理・承継問題を扱う手がかりが得られ、体系化への道筋を描くことができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 西 希代子	4. 巻 127巻3・4号
2. 論文標題 信託と遺留分制度	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学新報	6. 最初と最後の頁 423 - 448
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 西 希代子	4. 巻 72
2. 論文標題 日本遺留分法の誕生 継受法からの脱却	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法曹時報	6. 最初と最後の頁 1-79
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 西 希代子	4. 巻 154巻5号
2. 論文標題 共同相続人の1人による定期預金（積金）債権の行使	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 1125-1131
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 西 希代子	4. 巻 22号
2. 論文標題 「死亡の原因となるべき危難に遭遇した者」（民法30条2項）に当たるとされた事例	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 速報判例解説	6. 最初と最後の頁 101-104
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西 希代子	4. 巻 2017年度
2. 論文標題 高齢者と相続	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 九州法学会会報	6. 最初と最後の頁 54-57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 西 希代子	4. 巻 22号
2. 論文標題 共同相続された預貯金債権の遺産分割の対象性	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 金融判例研究	6. 最初と最後の頁 11-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西 希代子	4. 巻 1117号
2. 論文標題 試金石としての相続法改正 その背景・意義・現状	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 76-81
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西 希代子 (鬼頭祐紀訳)	4. 巻 31巻2号
2. 論文標題 日本における相続法改正をめぐる最近の動き (韓国語)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 家族法研究 (韓国家族法学会)	6. 最初と最後の頁 421-467
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西 希代子	4. 巻 43
2. 論文標題 信託法と相続法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 信託奨励金論集	6. 最初と最後の頁 1-18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西 希代子	4. 巻 1224
2. 論文標題 高齢者と財産 財産の承継と管理	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 N B L	6. 最初と最後の頁 27 - 33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 西 希代子
2. 発表標題 超高齢・人口減少社会における立法の役割とその限界
3. 学会等名 高齢社会・人口減少社会が提示する諸問題への法的対応と「人の法」・「財の法」の展開研究会 (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 西 希代子
2. 発表標題 高齢者と相続
3. 学会等名 九州法学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 西 希代子
2. 発表標題 遺産分割の意義 総論的考察
3. 学会等名 日本家族 社会と法 学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 西 希代子
2. 発表標題 高齢者と財産 財産の承継と管理
3. 学会等名 日本私法学会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 青竹 美佳、渡邊 泰彦、鹿野 菜穂子、西 希代子、冷水 登紀代、宮本 誠子	4. 発行年 2021年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 410
3. 書名 新ハイブリッド民法5 家族法	

1. 著者名 深谷格、西希代子	4. 発行年 2022年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 598
3. 書名 生と死の民法学	

1. 著者名 山本 和彦、松原 正明、金子 修、西 希代子	4. 発行年 2017年
2. 出版社 日本加除出版	5. 総ページ数 662
3. 書名 講座実務家事事件手続法 上	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
主たる渡航先の主たる海外共同研究者	ライルズ アナリス (Riles Annelise)	コーネル大学・ロースクール・教授	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
米国	コーネル大学			
米国	コーネル大学			
米国	コーネル大学			